

平成28年10月24日

教育委員会第10回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第10回定例会記録

◇開会年月日 平成28年10月24日(月曜日) 午後 1時30分開会
午後 1時49分閉会

◇開催の場所 太陽生命石巻ビル1階 第2臨時会議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進課 長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長兼 複合文化施設 開設準備室 長	武山 専太郎 君
学校施設 整備 室 長	高橋 正能 君		

◇書記

教育総務課 長 補 佐	石井 透公 君	教育総務課 主 事	久光 雄介 君
-------------	---------	-----------	---------

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市立雄勝小学校及び石巻市立雄勝中学校の校歌及び校章の決定について

審議事項

第34号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、おそろいですので、ただいまから平成28年第10回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、津嶋委員にお願いします。

どうぞよろしく願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、早速、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、審議事項が1件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、報告申し上げます。

初めに、今月、小学校の学習発表会や中学校の文化祭等が開催されております。

8月の全国中学校陸上選手権大会に出場し、優勝しました稲井中学校3年の三浦由奈選手と山下中学校3年、及川真綾選手が今月、岩手県で開催された国民体育大会に少年Bで選出されました。特に三浦選手は、少年B女子100メートルで2位となるすばらしい成績をおさめております。

続いて、昨日行いました石巻市総合防災訓練では、小学校8校、中学校6校が授業日として地域とともに避難訓練を実施しております。

次に、来月11月はいじめ防止月間として各学校で活動することになっております。全校でいじめ防止標語やメッセージ集の作成を通して、いじめに対する理解や防止対策を児童・生徒で考え、いじめ防止につなげていきたいと考えております。

次に、宮城県教育委員会では、教職員の不祥事が続いていることから、服務規律の確保に関する通達及び通知を発出しております。

先月、9月13日には、仙台で県立学校長及び市町村教育委員会教育長を対象に緊急会議があ

りました。その会議内容と、10月5日に判明した不祥事に関することについては、10月6日に開催しました市立小中学校長会定例会で、服務規律の確保に向けた取組を徹底するよう指示しております。また、来月開かれます宮城県教委と市町村教委との教育懇話会、委員長と私が出席予定になっておりますが、その会議でも協議されることとなっております。県では、その後、臨時校長会等の会議を開催し、指示を徹底していく予定となっております。市としては、12月の定例校長会等で指示する予定です。

次に、訴訟関係ですが、大川小学校関係で10月26日、仙台地裁の判決を迎えます。その内容については、後日報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

（「ありません」の声あり）

石巻市立雄勝小学校及び石巻市立雄勝中学校の校歌及び校章の決定について

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、石巻市立雄勝小学校及び石巻市立雄勝中学校の校歌及び校章の決定について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、石巻市立雄勝小学校及び石巻市立雄勝中学校の校歌及び校章の決定についてご説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページから3ページまでをご覧ください。

来年度開校予定の雄勝小学校及び雄勝中学校につきまして、校歌の作詞・作曲を佐藤三昭氏に、交渉の制作を屋根壽子氏に依頼しておりましたが、このたび完成の報告を受け、石巻市雄勝地区学校統合準備委員会からの提案により、原案どおり決定いたしましたので、報告するものでございます。

初めに、校歌につきましてご説明申し上げます。

作詞・作曲者の佐藤三昭氏は、遠田郡美里町在住の和太鼓指導者、邦楽プロデューサーであり、美里町教育委員会委員も務められた経験がある方です。震災以降、雄勝中学校に太鼓の指導という形で支援を行われ、オリジナルの和太鼓曲「願い～たくましく生きよ」を作曲し、雄勝中学校に寄贈されるなど、雄勝の復興のために継続的に支援をいただいております。

校歌の制定に当たり、作詞では在校児童・生徒の思いを詰め込み、小・中学生の年齢差はありますが、9年間を通して歌詞の意味を深く理解できるのではとの考えで、単に平易な言葉を

並べるだけではない歌詞とされております。曲調については、応援歌、ファンファーレ、マーチを意識して、明るく、未来に向けて歌えるようにし、各種行事や催事、運動の大会等でも激励の歌になるよう願いが込められております。

次に、校章につきましてご説明いたしますので、3ページ及び本日お渡ししております資料をご覧ください。

作成者の屋根壽子氏は、登米市迫町在住の元美術科教員で、雄勝中学校や大須中学校の教壇に立ったこともおありの方です。現在の大須小学校の校章をデザインされており、退職後は大須小学校や大須中学校でストーンアート教室の講師を務められております。

デザインの意図につきましては、外部の青の部分は自然が表現されており、上部の直線的な凹凸は山や海に囲まれた豊かな自然を、下部の曲線部は私たち人間を優しく癒やしてくれる自然をあらわしております。一方、暖色の球部は、生命がこれから大きく成長していくエネルギーの源が表現されております。これら全体で自然いっぱいの雄勝地域と困難を乗り越える精神を持った人の2つを大切に作る人間に育ってほしいという願いが込められております。

説明は以上でございますが、最後に、実際に校歌を録音したCDを準備いたしましたので、お聞きいただき、私の報告を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

(校歌のデモ音源再生)

○委員長(阿部邦英君) どうもお疲れさまでした。

ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

第34号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

○委員長(阿部邦英君) それでは、なければ、次に審議事項に入ります。

第34号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長(佐々木貞義君) それでは、ただいま上程されました第34号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページから10ページ、あわせまして表紙番号3の規則新旧対照表1ページから13ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、本規則で規定しております様式及び文言の整理を行うものでございます。

改正の内容につきましては、児童・生徒の就学すべき学校について、保護者からの変更の申請があった場合の決定通知において、これまで不許可とする場合の様式がなかったため、様式を整備するとともに、文言等の整理を行うものでございます。

表紙番号3の新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第7条は、学区外就学の申請があった場合の許可についての文言を整理するものでございます。

次に、第9条は、区域外就学の申請があった場合の許可についての文言を整理するものでございます。

次に、第15条は、字句の整理を行うものでございます。

次に、2ページから5ページをご覧ください。

様式第1号及び様式第2号につきましては、現状に合わせて字句の整理を行うものでございます。

次に、6ページ、7ページ、様式第3号につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、8ページ、9ページ、様式第6号についてであります。学区外就学を不許可とする場合も対応できるよう様式を改めるものでございます。

次に、10ページ、11ページ、様式第10号であります。区域外就学を不許可とする場合も対応できるよう様式を改めるものでございます。

次に、12ページ、13ページ、様式第11号であります。文言の整理を行うものでございます。

次に、附則でございますが、本規則を公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございますでしょうか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） すみません、文言の整理で行われたということですので、疑問にも思ったことをお聞きしたいと思います。

様式第6号、10号どちらでも言えることなんですが、一番下の小さい字で書いてある教示の部分の文言ですが、1番で「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から」云々とありますよね。それから、2番では、「この決定については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から」云々とありますね。それ

で、わからないのは、1番の「この決定があったことを知った日」ということと、2番の「この処分があったことを知った日」ということは同じことなのか、別のことなのか、この辺がわからなくて。処分というと、何か悪いこととして処分受ける時のことなのかなと思って。「決定」と「処分」とはどう違うのか教えていただきたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 大変申し訳ありません、「処分」という表現は誤りでありますので、「決定」と訂正願います。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、第34号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がございませんので、第34号議案については原案のとおり決定いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員方から何かありましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） なければ、各課長方からお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） 次回、11月の定例会につきましては、当初のご案内から日程が変更になっておりますので、お知らせいたします。

11月25日金曜日でございます。時間は午後1時30分から開催する予定でございます。

場所につきましては、総合運動公園フットボール場2階本部室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） では、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 1時49分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ